


(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	郵便切手 @84円×20枚	1,680円	共通案分率	50% 25%
	1,680円×50% = 840円		それ以外の案分 案分の説明	
			案 分 率	
領収書				
様				
<p>[販売]</p> <p>2020年ライフ・花・84 840円 2枚 ¥1,680</p> <hr/> <p>小 計 ¥1,680</p> <hr/> <p>課税計(10%) ¥0 (内消費税等 ¥0) 非課税計 ¥1,680</p> <hr/> <p>△計 ¥1,680 お預り金額 ¥2,000 おつり ¥320</p>				
				
<p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2021年 4月 2日 11:31 担当：[Redacted] 発行No. 210402J0956 端N29箱01 連絡先：氷上市辺郵便局 TEL:0795-82-3050</p>				
<p>本領収書は 県議会議員石川のりゆき宛の ものであり</p>				

(添付様式6)

【 自由民主党 】
[石川 憲幸]

切手受払簿

年	月	日	整理 区分	会計 帳簿 番号	摘 要 ※種類、送付数や送付内容等を記載	異動高				現在高	
						受		払		計	
						数量	価格	数量	価格	数量	価格
4	2		購入	4-1	切手購入 @84円×20枚	20	1,680				
4	2				郵送 2件 (丹波市内 要望・陳情に係る事務連絡)			2	168	18	1,512
4	6				郵送 1件 (丹波市内 要望・陳情に係る事務連絡)			1	84	17	1,428
4	8				郵送 2件 (丹波市内 県政報告に係る事務連絡)			2	168	15	1,260
4	12				郵送 3件 (丹波市内 要望・陳情に係る事務連絡)			3	252	12	1,008
					年度計			枚	円	枚	円

※年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出してください。
 ※送付は業者発送に限ります。その場合も領収書添付様式の備考欄に送付先、送付内容等を記載願います。
 ※切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することを前提に、月額1万円未満までの購入を可とします。
 ※送付先、送付内容を必ず記載願います。

(添付様式6)

【 自由民主党 】
[石川 憲幸]

切手受払簿

年	月	日	整理 区分	会計 帳簿 番号	摘 要 ※種類、送付数や送付内容等を記載	異動高				現在高	
						受		払		計	
						数量	価格	数量	価格	数量	価格
	4	13			郵送1件 (舟波市内 県政報告に係る事務連絡)			1	84	11	924
	4	16			郵送3件 (舟波市内 県政報告に係る事務連絡)			3	252	8	672
	4	19			郵送2件 (舟波市内 要望・陳情に係る事務連絡)			2	168	6	504
	4	22			郵送3件 (舟波市内 要望・陳情に係る事務連絡)			3	252	3	252
	4	27			郵送2件 (舟波市内 県政報告に係る事務連絡)			2	168	1	84
					年度計			枚	円	枚	円

※年度ごとに集計し、政務活動費取支報告書とともに議長へ提出してください。
 ※送付は業者発送に限ります。その場合も領収書添付様式の備考欄に送付先、送付内容等を記載願います。
 ※切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することを前提に、月額1万円未満までの購入を可とします。
 ※送付先、送付内容を必ず記載願います。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 自民党)
(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	宿泊料	共通案分率 50%
	4/7 8,431円×100% =8,431円	25%
		それ以外の案分
		案分の説明
		100%
		案分率
	全て政務活動に係るものであるため	100%充当

(添付様式 7)

活動報告書

※ 政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	石川憲幸
-----	------

活動名	兵庫県自治研修所 畠所長と打ち合わせの為前泊			
活動概要	4月7日(水) 午前9時30分 兵庫県自治研修所 畠所長と打ち合わせ 場所：自民党兵庫議員団控室 内容：管理職研修の講演について 活動内容は全て政務活動に係るものである			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	宿泊費	8,431	4- 2	ホテルモントレ神戸 4/6 前泊
		合計	8,431	
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 自民党)
(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費 コピー機リース代 (3月分) 13,932円 × 50% = 6,966円 6,966円を充当	共通案分率 <u>50%</u> 25% それ以外の案分 案分の説明
		案分率
	D 3- 4- 7	13,932; HC)E好C-NBL

兵庫県丹波市
氷上町本郷 488-2
石川憲幸事務所 内

お問い合わせ先
担当支店 西日本地域営業本部 京都営業所
電話 06 6530-7111
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

石川 憲幸 様



105 0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階



431111 03131 0001970#
0001/0004 0004107

日立キャピタルNBL株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】	
契約番号	1039-1188-1900-00
リース期間	72 ヶ月
契約種類	リース
リース期間開始日	2017/03/01
リース期間満了日	2023/02/28
販売店名	マンマシン 株式会社
代表物件名	カラー複合機
	※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。
	お支払日
お支払方法	口座振替
リース料	12,900円
消費税等	1,032円
お支払額	13,932円
リース料	928,800円
消費税等	74,304円
お支払額	1,003,104円

【お支払引落口座】	
金融機関名	
口座名義人	

【お支払内容】		(単位:円)									
回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
1	2017/04	13,932	12,900	1,032	989,172	31	2019/10	13,932	12,900	1,032	571,212
2	2017/05	13,932	12,900	1,032	975,240	32	2019/11	13,932	12,900	1,032	557,280
3	2017/06	13,932	12,900	1,032	961,308	33	2019/12	13,932	12,900	1,032	543,348
4	2017/07	13,932	12,900	1,032	947,376	34	2020/01	13,932	12,900	1,032	529,416
5	2017/08	13,932	12,900	1,032	933,444	35	2020/02	13,932	12,900	1,032	515,484
6	2017/09	13,932	12,900	1,032	919,512	36	2020/03	13,932	12,900	1,032	501,552
7	2017/10	13,932	12,900	1,032	905,580	37	2020/04	13,932	12,900	1,032	487,620
8	2017/11	13,932	12,900	1,032	891,648	38	2020/05	13,932	12,900	1,032	473,688
9	2017/12	13,932	12,900	1,032	877,716	39	2020/06	13,932	12,900	1,032	459,756
10	2018/01	13,932	12,900	1,032	863,784	40	2020/07	13,932	12,900	1,032	445,824
11	2018/02	13,932	12,900	1,032	849,852	41	2020/08	13,932	12,900	1,032	431,892
12	2018/03	13,932	12,900	1,032	835,920	42	2020/09	13,932	12,900	1,032	417,960
13	2018/04	13,932	12,900	1,032	821,988	43	2020/10	13,932	12,900	1,032	404,028
14	2018/05	13,932	12,900	1,032	808,056	44	2020/11	13,932	12,900	1,032	390,096
15	2018/06	13,932	12,900	1,032	794,124	45	2020/12	13,932	12,900	1,032	376,164
16	2018/07	13,932	12,900	1,032	780,192	46	2021/01	13,932	12,900	1,032	362,232
17	2018/08	13,932	12,900	1,032	766,260	47	2021/02	13,932	12,900	1,032	348,300
18	2018/09	13,932	12,900	1,032	752,328	48	2021/03	13,932	12,900	1,032	334,368
19	2018/10	13,932	12,900	1,032	738,396	49	2021/04	13,932	12,900	1,032	320,436
20	2018/11	13,932	12,900	1,032	724,464	50	2021/05	13,932	12,900	1,032	306,504
21	2018/12	13,932	12,900	1,032	710,532	51	2021/06	13,932	12,900	1,032	292,572
22	2019/01	13,932	12,900	1,032	696,600	52	2021/07	13,932	12,900	1,032	278,640
23	2019/02	13,932	12,900	1,032	682,668	53	2021/08	13,932	12,900	1,032	264,708
24	2019/03	13,932	12,900	1,032	668,736	54	2021/09	13,932	12,900	1,032	250,776
25	2019/04	13,932	12,900	1,032	654,804	55	2021/10	13,932	12,900	1,032	236,844
26	2019/05	13,932	12,900	1,032	640,872	56	2021/11	13,932	12,900	1,032	222,912
27	2019/06	13,932	12,900	1,032	626,940	57	2021/12	13,932	12,900	1,032	208,980
28	2019/07	13,932	12,900	1,032	613,008	58	2022/01	13,932	12,900	1,032	195,048
29	2019/08	13,932	12,900	1,032	599,076	59	2022/02	13,932	12,900	1,032	181,116
30	2019/09	13,932	12,900	1,032	585,144	60	2022/03	13,932	12,900	1,032	167,184

【ご連絡事項】
・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。

リース契約のご確認書

(リース物件のご明細)

作成日 : 2017/03/13

ページ : 3 / 3

ご契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。
本書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

物件 全 1件

物件 1	物件名	カラー複合機	数量	1
	メーカー名	富士ゼロックス	型式	DC6C2271PFS
	物件設置場所	兵庫県丹波市永上町本郷188-2 石川憲幸事務所		
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			

431111 03131 0001970
0003/0004 0004109



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自民党)

(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目						
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費						
	<p style="text-align: center;">携帯電話使用料2月分</p> <p>auかんたん決済利用料7,320円、auスマートパスプレミアム548円、 auサービス情報料880円を除く</p> <p>19,586円－8,748円＝10,838円 10,838円×25%＝2,709円</p> <p>2,709円を充当</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1134 409 1305 450">共通案分率</td><td data-bbox="1305 409 1425 450">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1134 450 1305 492"></td><td data-bbox="1305 450 1425 492" style="text-align: center;">50% 25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1134 492 1425 1039">それ以外の案分 案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50%		50% 25%	それ以外の案分 案分の説明
共通案分率	50%						
	50% 25%						
それ以外の案分 案分の説明							

650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目 10-1
兵庫県議会 内

石川 憲幸 様

ご利用代金明細書

2021年3月25日発行 007SOMM000555

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
週日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めにお願ひ申し上げます。

株式会社近畿しんきんカード
大阪市北区西天満4丁目 13-8アマシンビル
登録番号 近畿財務局長第00210号



お問い合わせ先 お電話の際はお手元にカードをご用意ください。

フリーダイヤル 0120-061-501 (TEL 06-6365-1501)

※電話番号はお間違いのないようにおかけください。

スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11

HP <http://www.kinki-shinkin.co.jp>

明細書枚数 2枚中 1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)

カードの種類	VISA		
総利用枠	150万円		
カード利用枠	150万円		
内リボ払い	100万円		
内分割・2回・ボーナス	100万円		
キャッシング利用枠	50万円		
内キャッシングリボ	50万円		
内海外キャッシングサービス	50万円		

リボ払いと分割払いは上記に表示の利用枠内にご利用いただけますが、ご利用金額の上限は合算で100万円です。



2021年4月12日(月)

金融機関
支店
科目
口座番号

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません。

カード名称

会員番号

加入・切替日

2007年6月12日

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示していません。

あとからリボ #印のあるご利用明細合計 [] を今からリボ払いに変更できます。

お申込みは 4月 5日までにどうぞ!

お申込みは ◆「スマートダイヤル24」 0120-863724 サービスコード 51

<24時間・年中無休> 通話料無料

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	摘要	備考
-------------------	-------	-------	----------	----------	----	----

石川 憲幸 様

#21	210	神戸公社	ETC	通行料金	160	1	1	行	160	自大沢	至大沢	普通車	◎
#21	210	神戸公社	ETC	通行料金	160	1	1	帰	160	自大沢	至大沢	普通車	◎
#21	210	神戸公社	ETC	通行料金	150	1	1	行	150	自柳谷	至柳谷	普通車	◎
#21	210	神戸公社	ETC	通行料金	150	1	1	帰	150	自柳谷	至柳谷	普通車	◎
#21	210	ETC	関西支社		870	1	1	帰	870	自神戸三田	至丹南篠山口	普通車	◎
#21	210	ETC	関西支社		1250	1	1	行	1250	自春日	至神戸三田	普通車	◎
#21	210	ETC	阪神高速道路	大阪管理部	900	1	1	行	900	自柳谷	至神若出	普通車	◎

(4-6)

ご利用明細のご説明

<ご利用日>前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。

<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。



ワールドベスト

BONUS POINT

裏面もご覧ください

ご本人様確認にご協力ください。

第三者によるカードの不正使用防止のため、店頭で「ご本人様のご利用であること」を電話で確認させていただくことがございます。

加盟店の電話で弊社オペレーターの簡単な質問にお答えいただけます。迅速な対応を心がけておりますが店頭で少しお待ちいただくこととなります。カード利用時にご不便をおかけいたしますが何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

※弊社オペレーターがお客様の暗証番号をお尋ねすることはございません。
暗証番号は大切な番号です。
尋ねられてもお答えにならないようお願いいたします。

073444#

明細書枚数

2枚中

2枚目

石川 憲幸 様

ご利用代金明細書

2021年3月25日発行

007SOMM000555

毎々当社のカードをご利用いただきありがとうございます。
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

株式会社近畿しんきんカード
大阪市北区西天満4丁目 13-8アマシンビル
登録番号 近畿財務局長第00210号



お問い合わせ先 お電話の際はお手元にカードをご用意ください。

フリーダイヤル 0120-061-501(TEL06-6365-1501)

※電話番号はお間違いのないようにおかけください。

スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11

HP <http://www.kinki-shinkinCARD.co.jp>

カード名称

会員番号

加入・切替日 2007年6月12日

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示しておりません。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	摘要	備考
	石川 憲幸 様						
#21 210	ETC 阪神高速道路 大阪管理部	900	1	1	帰 900	自二宮入 至柳谷本線出	普通車 ◎
#21 216	神戸公社 ETC 通行料金	(4-6) 150	1	1	帰 150	自柳谷 至柳谷	普通車 ◎
#21 216	神戸公社 ETC 通行料金	160	1	1	帰 160	自大沢 至大沢	普通車 ◎
#21 216	ETC 関西支社	1250	1	1	帰 1250	自神戸三田 至春日	普通車 ◎
#21 216	ETC 阪神高速道路 大阪管理部	900	1	1	帰 900	自二宮入 至柳谷本線出	普通車 ◎

ご利用明細のご説明

<ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものととなります。

<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。



カード番号

BONUS POINT



裏面もご覧ください

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	摘 要	備考
	石川 憲幸 様					

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

ご利用明細のご説明

<ご利用日>前のご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものととなります。

<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。



ワールドカード

BONUS POINT



備考

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)
-------	-------	-------

利用料金のご案内 CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT
(2021年 2月 ご利用分)

郵便はがき

振替日(注1) DUE DATE	ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE	19,586円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	[REDACTED]

(注1)

ご利用料金はクレジットカード会社からのご請求となります。なお、クレジットカード会社からご指定のクレジットカードでお支払いができない旨の通知を受けた場合は、後日窓口払い請求書(払込用紙)をお送りいたしますのでお支払期日までにコンビニエンスストア等でお支払いくださいようお願いいたします。

クレジットカードでお支払いのお客様へ

◆カード番号や有効期限が変更になった場合は変更のお手続きが必要です。

お手続きには、便利な「My au」をぜひご利用ください。

※別途、パケット通信料がかかります。

<http://cus.au.com/shiharai>



◆クレジットカード会社発行のご利用明細上の項目表記は、お客様のご利用サービスの内容により異なります。「auかんたん決済」料金が個別に表示される場合もございます。

◆クレジットカード会社からのご請求時期について
お客様のご利用サービス変更により、クレジットカード会社からのご請求時期が変わる場合がございます。

お知らせ INFORMATION



●My auアプリが新しく生まれ変わりました
データ残量や請求予定額をリアルタイムで表示！契約内容確認が簡単に！
【ダウンロード方法】

▼Android: Google Play/au Marketから「My au」で検索

▼iOS: App Storeから「My au」で検索

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」

発行年月日 DATE OF ISSUE 2021年 3月 5日

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都世田谷区西新井2-1-1

ご請求コード 0513895695 総合計 19,586円 ご利用年月 2021年 2月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 10,618円
< 2月ご利用内訳 >	10,618		auお客様コード 34380214
▼プラン利用料	7,500		
auフラットプラン20N(カケホ)		2,650	
2年契約+家族割		-170	
LTE NET		300	
auフラットプラン20N(データ)		4,720	
▼オプション使用料	900		
電話きほんパック(V)		400	
テザリングオプション		500	
▼通話料/auフラット20N(カケホ)	60		
通話料		3,580	
SMS(Cメール)送信料		60	
auフラット20N(カケホ)割引額		-3,580	
▼故障紛失サポート(ACS)/税込	1,309		
Apple製品保証/税込		1,045	* (本体価格950円)
Apple製品紛失補償/税込		264	* (本体価格240円)
▼ユニバーサルサービス料	3		
▼消費税等(10%)	846		10%消費税の課税対象額 8,463円
auご利用月数は2021年3月で8年4ヶ月目です。			
データ利用量(データ容量消費あり)	1.72GB		

●紙請求書発行手数料/その他料金 ●合計 220円

▼紙請求書発行手数料 200
▼消費税等(10%) 20 10%消費税の課税対象額 200円
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。



新大阪局

料金後納郵便

669-3467

丹波市

氷上町 本郷

488-2

親展

石川のりゆき事務所 様



(00J)

10 47 0209 03 1201 #23009 0212 0023363

〒651-8531

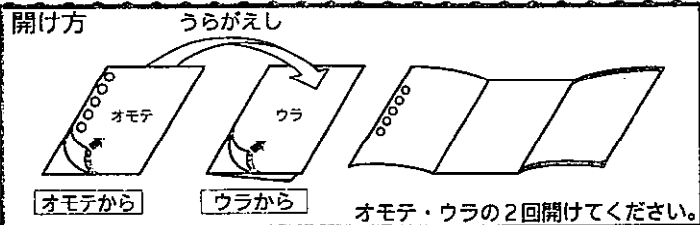
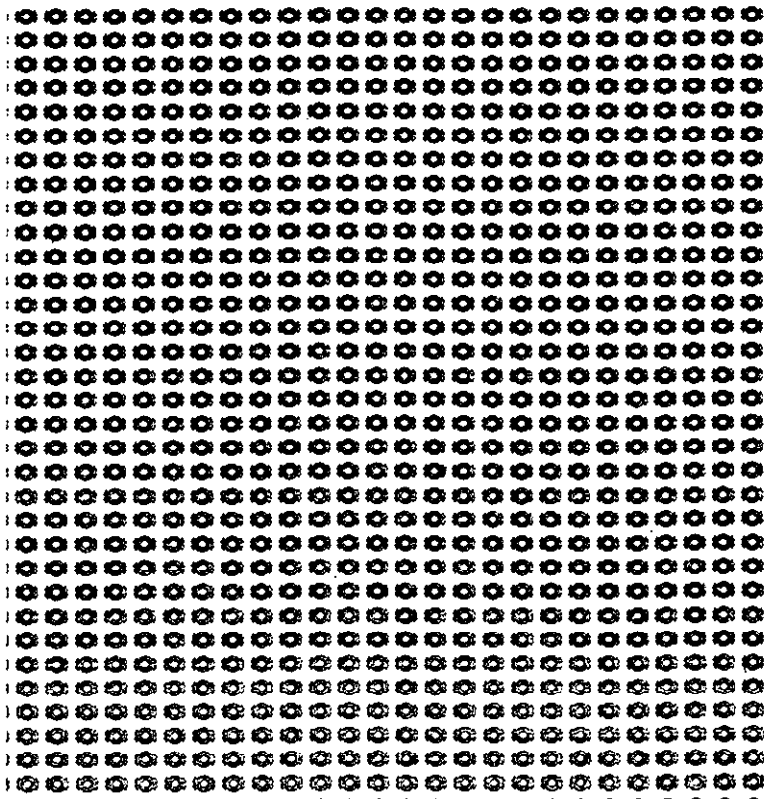
関西電力株式会社 神戸料金センター

0800-777-8810

お電話は18時まで、コンタクトセンターで承っております。

電話でお申込の際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛け下さい。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございます。
営業時間は月～金曜日（祝日を除く）の9:00～17:00です。夜間、土曜、日曜、祝日においても停電やお客さまがお急ぎのご用件については承っております。（一部地域で異なる場合があります）
お引越しのお手続きは、弊社ホームページが便利！！
https://kepco.jp/

電気ご使用量のお知らせ



電気ご使用量のお知らせ

石川のりゆき事務所 様
いつもご利用いただきありがとうございます。

本書作成年月日
令和 3年 2月12日

Table with columns: お客さま番号, 日程, 所番, 今回検計日, 次回検計日, 検計員, 供給地点特定番号, 年月分, ご請求金額, ご使用期間, お支払期限日

Table with columns: ご契約種別, 従量電灯B, 当月ご使用量, ご参考

Table with columns: 当月指示数, 前月指示数

Table with columns: (内訳) 円 銭, 基本料金, 1段料金, 2段料金, 3段料金, 燃料費調整額

Table with columns: ご契約種別, ご請求金額

Table with columns: (内訳) 円 銭, 燃料費調整, 再エネ発電促進賦課金

石川のりゆき事務所 様

本書作成年月日
令和 3年 2月12日

3年 2月分 ご請求に関するお知らせ

Table with columns: クレジット支払, 電気料金はカード会社からの請求となります。
なお、カード会社の締切日と当社の検針日等の都合により、カード会社から2ヶ月分をまとめて請求する場合がありますのでご容赦ください。

電気料金領収済のお知らせ

Table with columns: ご契約種別, 年月分, 領収金額, 消費税等相当額(再掲), ご使用期間, ご使用量, 振替日

Table with columns: お客さま番号, 日程, 所番, 供給地点, 特定番号

Table with columns: 口座名義, 店舗, 口座番号

印紙税申告納付につき北税務署承認済
◎口座振替による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、ご口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

Table with columns: <ご使用場所> 丹波市氷上町本郷488-2, 単価名称, 月分, 従量電灯B, 燃料費調整, 再エネ発電促進賦課金

（注）本書に於きり集金することはありません。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
6	ETC料金 2/1~2/28 分	
	2/4	2,080円
	2/5	2,080円
	2/10	4,540円
	2/15	2,460円
	2/16	2,460円
		計13,620円
		共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明 100%
		案分率
	全て政務活動に係るものであるため	100%充当

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	石川憲幸
-----	------

活動名	末松信介参議院議員他への要望活動			
活動概要	<p>前泊 ホテルモントレ神戸 (2月分清算済)</p> <p>○末松信介参議院議員・西村康稔経済再生担当大臣平野秘書への要望活動</p> <p>令和3年2月5日(金) 午前11時30分～午後2時</p> <p>場 所： 東京 参議院議員会館 衆議院議員会館</p> <p>内 容： 飲食店以外で影響を受ける関連産業への支援、拡大 地方創生臨時交付金の増額 都市再生緊急整備地域の拡大と支援措置の拡充 緊急事態宣言延長を踏まえた経済支援の確認と拡充</p> <p><考察> 緊急事態宣言中の飲食店以外でその影響を受ける事業者への支援について 地方創生臨時交付金の活用と国直接に中小企業者向けの交付金を用意すること。 都市再生緊急整備事業については神戸市案に県庁周辺も含めて地域指定になるとのこと。 コロナ収束後の兵庫県の元気づくりにつながる要望活動となった。</p> <p>★ 活動内容は全て政務活動にかかるものである。</p>			
経費	項 目	政活費充当金額	領収書NO	内 容
	交通費			新神戸～東京 (往復)グリーン車利用 (2月分清算済)
	交通費			タクシー代 東京駅～参議院会館(2月分清算済)
	交通費			タクシー代 参議院会館～東京駅(2月分清算済)
	宿泊費			ホテルモントレ神戸 (2月分清算済)
	ETC 料金	2,080	4-6	丹南篠山口～神若出(2/4 往路)
	ETC 料金	2,080	4-6	二宮入～丹南篠山口(2/5 帰路)
	合 計	4,160		
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。



都市再生緊急整備地域の主な支援措置

国土交通省

法制上の支援措置

■都市再生特別地区

都市再生に貢献し土地の高度利用を図るため、都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく規制にとられず自由度の高い計画を定めることにより、容積率制限の緩和等が可能。

日本橋三丁目地区(東京都中央区)
 容積率: 300%・700% → 1990%

大塚駅北地区(大塚市)
 容積率: 1800% → 3160%

■都市再生緊急整備地域内の規制緩和

都市再生緊急整備地域内における都市再生特別地区の都市計画に位置づけることにより、道路の付け替え、廃道を含む道路の閉鎖等を行うことが可能。



■その他の法制上の支援措置

- ・都市再生事業を行う者からの都市計画の提案制度
- ・都市再生事業を施行するために必要な市街地開発事業の認可等について、認可期間を短縮(3ヶ月以内等)
- ・都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫等に係る容積率の特例
- ・下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和<特定地域のみ>

財政支援

■国際競争拠点都市整備事業<特定地域のみ>

特定都市再生緊急整備地域において、国、地方公共団体、民間事業者から構成される協議会が策定する整備計画に位置付けられる都市拠点インフラの整備について、重点的かつ集中的に支援。

■国際的ビジネス環境改善・シティセールス支援事業

特定都市再生緊急整備地域等において、民間により構築された都市再生緊急整備協議会等が行う国際的ビジネス環境改善に関する取組及びシティセールスに係る取組を支援。

■都市安全確保促進事業

都市再生緊急整備地域における都市再生特別地区等に「コンパクト・ハート」対策への支援。

■都市再生特別地区

都市再生特別地区の都市計画に位置づけることにより、道路の付け替え、廃道を含む道路の閉鎖等を行うことが可能。

■所有権喪失・法人格喪失

都市再生緊急整備地域内の所有権喪失・法人格喪失の申請を支援。

■不動産取得費

都市再生緊急整備地域内の不動産取得費の軽減。

■固定資産税

都市再生緊急整備地域内の固定資産税の軽減。

■都市計画税

都市再生緊急整備地域内の都市計画税の軽減。

■特定地域

特定都市再生緊急整備地域内の特定地域の支援。

(3) 民間活力の導入促進

■ 都市再生緊急整備地域

現在、神戸の都心では、三宮駅周辺・臨海地域において、民間開発に対して土地の高度利用を図るための法制上の支援や税制支援等が措置される「都市再生緊急整備地域」の指定を受けています。

これまで検討してきた4つのゾーンのうち、三宮駅周辺ゾーン、市役所周辺ゾーン、ウォーターフロントゾーンは当地域に含まれており、各種プロジェクトが具体化しつつあります。一方、当地域外に位置する県庁周辺ゾーンでも、令和元年6月に「県庁等再整備基本構想」を策定し、民間活力を導入したにぎわいづくりを進めることとしています。

今後、都心エリア全体の活性化や魅力向上に資するものとして、民間開発に対する支援措置のある都市再生緊急整備地域の拡大が考えられます。



神戸市都心エリアの都市再生緊急整備地域

1970年代前半の都市再生
1970年代後半の都市再生
1980年代前半の都市再生
1980年代後半の都市再生

都市再生

都市再生
駅前再整備
また

の...トを積極的にPRし、民間投資の呼び込
み等で、都市再生緊急整備地域の拡大につなげてい

先行エリア表



(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	石川憲幸
-----	------

活動名	議会事務局調査課藤田調査員と打ち合わせ外の為前泊			
活動概要	前泊 ホテルモントレ神戸(2月分清算済) 2月16日(火) 午前9時00分～ 議会事務局調査課藤田調査員と打ち合わせ 場所：自民党控室 内容：2月本会議一般質問の内容について 午前9時30分～ 文化振興議連中島事務局員との打ち合わせ 場所：自民党控室 内容：本日開催の議連役員会の進行について 活動内容は全て政務活動に係るものである			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	宿泊費			2月分清算済
	ETC料金	2,460	4-6	春日～神若出 2/15(往路)
	ETC料金	2,460	4-6	二宮入～春日 2/16(帰路)
	合計	4,920		
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
7	宿泊料	共通案分率 50%
	4/12 8,900円×100% =8,900円	25%
		それ以外の案分
		案分の説明
		100%
		案分率
	全て政務活動に係るものであるため	100%充当

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

石川憲幸

活動名	健康福祉部健康局 藤原健康増進課長と打ち合わせの為前泊			
活動概要	4月13日(火) 午前9時30分～ 健康福祉部健康局 藤原健康増進課長と打ち合わせ 場所：自民党兵庫議員団控室 内容：健康増進セミナー開催に向けての支援メニューについて (地域活動助成金の説明) 活動内容は全て政務活動に係るものである			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	宿泊費	8,900	4-7	ホテルモンテ神戸 4/12 前泊
		合計	8,900	
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目														
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費														
8	ガソリン代 4月支払分	共通案分率 50% 25%													
	<table border="0"> <tr><td>2/22</td><td>3,555円</td></tr> <tr><td>3/5</td><td>4,624円</td></tr> <tr><td>3/10</td><td>4,464円</td></tr> <tr><td>3/13</td><td>3,715円</td></tr> <tr><td colspan="2">計16,358円 税1,636円 合計17,994円</td></tr> <tr><td colspan="2">17,994円×50% = 8,997円</td></tr> <tr><td colspan="2">(領収書21,514円の内、3,520円は対象外とする。)</td></tr> </table>	2/22	3,555円	3/5	4,624円	3/10	4,464円	3/13	3,715円	計16,358円 税1,636円 合計17,994円		17,994円×50% = 8,997円		(領収書21,514円の内、3,520円は対象外とする。)	
2/22	3,555円														
3/5	4,624円														
3/10	4,464円														
3/13	3,715円														
計16,358円 税1,636円 合計17,994円															
17,994円×50% = 8,997円															
(領収書21,514円の内、3,520円は対象外とする。)															
		案分率													

領 収 証

石川 憲幸 様

R3年4月12日

¥		百万	0	千	7	2	1	5	1	4	円
---	--	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額正に受領致しました
但し

区 分	金 額
現金	
小切手	
振 込	
手 形	
相 殺	

収 入
印 紙

兵庫県丹波市春日町中山968
矢持石油・認証工場YAMOCHI

丸紅エネルギー } 特約店 矢持進商店

TEL(0795)75-0111
☎ 669-4265

取扱者印

請求書

兵庫県丹波市春日町中山968番地

矢持石油・認証工場 YAMOCHI

丸紅エネルギー } 特約店 **矢持進商店**
スズキ自動車

TEL. (0795) 75-0111

FAX. (0795) 75-1883

☎669-4265

===== 取引銀行 =====

石川 憲 幸 様

00001-0000-000000012

2021 年 3 月 20 日 (20 日締分) お支払予定日 月 日 P. 1

前月請求額	当月ご入金額	調整・手数料	差引繰越額	当月お買上額	内消費税額等	当月請求額
33,172	33,172	0	0	21,514	(1,956)	21,514

車に関するご用命は、何なりとスズキ副代理店の認証工場YAMOCHIへ。
ガソリンスタンド矢持石油にも気軽にお立ち寄り下さい。お待ちしております。

日付	SS	車番	商品コード	商品名	数量	単価	金額	データNo.
21/02/22	00001	5593	1.00	ハイオク	26.60	133.65	3,555	5799
21/03/05	00001	5593	1.00	ハイオク	34.60	133.65	4,624	6416
21/03/10	00001	5593	1.00	ハイオク	33.40	133.65	4,464	6699
21/03/13	00001	5593	1.00	ハイオク	27.80	133.65	3,715	6901
			《 車別 小計 》				16,358	
			< 外税お買上額 >			10%	16,358	
			< 外税消費税額等 >			10%	1,636	
			< 内税お買上額 >			10%	3,520	
			< 内税消費税額等 >			10%	(320)	
21/03/10	00001		入金 現金				33,172	6730

件数	ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	その他	担当
5	122.40				3,520	
	17,994					

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年4月分)
(会派名 自民党)
(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9	宿泊料	共通案分率 50%
	4/14 8,900円 × 100% = 8,900円	25%
		それ以外の案分
		案分の説明
		100%
		案分率
	全て政務活動に係るものであるため	100%充当

領収証
RECEIPT

No. 01299

石川 寛平 様

2021年4月14日

金額						48900
----	--	--	--	--	--	-------

内 訳	
現金	
クレジット	✓
銀行振込	

印
紙

但し、宿泊代と此(4月14日宿泊)

内消費税
CONSUMPTION TAX



Hotel Monterey Kobe
ホテルモンテレー神戸

〒650-0011 神戸市中央区下山手通2丁目11番13号
TEL. 078-392-7111



担当者

S60-2

上記の金額正に領収致しました。
担当者印無きものは無効です。

宿泊代には食事料が
含まれていないことを確認した

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	石川憲幸
-----	------

活動名	兵庫県森林組合連合会築山専務理事と打ち合わせの為前泊			
活動概要	4月15日(木) 午前9時30分～ 兵庫県森林組合連合会築山専務理事と打ち合わせ 場所：自民党兵庫議員団控室 内容：森林整備事業について 活動内容は全て政務活動に係るものである			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	宿泊費	8,900	4-9	ホテルモントレ神戸 4/14 前泊
		合計	8,900	
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目		共通案分率	
	12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		50%
兵庫ジャーナル購読料 令和3年1月～令和3年3月分 8,400円		それ以外の案分	100%	
	全て政務活動に係るものであるため		100%充当	案分率
			案分の説明	

2021年4月16日

領 収 書

石川 憲幸 様

¥ 8,400-

但し 兵庫ジャーナル購読料R3年1月～3月分として

上記金額正に領収いたしました。

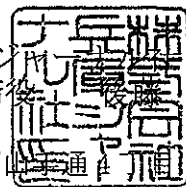
内

消費税等

現金

小切手

株式会社兵庫シ
代表取締役
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-6-13
ファインコー下下山手6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 自民党)
(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
13	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 自動車リース代 (4月分) 109,080円 × 50% = 54,540円 54,540円を充当	共通案分率 <u>50%</u> 25% それ以外の案分 案分の説明
		案分率
	03-04-20 振替	109,080 ミト リース

リース契約書

契約No. 51700634

契約日
平成 30年 1. 29 日

借主(乙) 住所 [Redacted]
氏名 七川 嘉年

連帯保証人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

神戸市中央区西町35番地

貸主(甲) **みなとリース株式会社**
代表取締役 後藤 盛次

上記の者は、下記のとおり契約します。
この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙が各1通を保有します。

(リース契約条項)

- 第1条 (賃貸物件)**
甲は、乙が指定する別表(1)記載の物件(ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下物件という。)を乙にリース(賃貸)し、乙はこれを借受けます。
- 第2条 (期間)**
1. リース期間は、別表(4)記載のとおりとし、借受証の交付日より起算します。
2. この契約は、この契約に定める場合を除き、前項のリース期間内は解約できません。
- 第3条 (リース料)**
物件のリース料(賃貸料)およびその支払条件は、別表(7)記載のとおりとします。
- 第4条 (契約の更新)**
1. 乙は、第2条第1項のリース期間の満了に際し、この契約を1年間更新(再リース)するか、または終了させるかを選択することができます。乙がこの契約を終了させるときは、リース期間の満了2カ月前までに甲に対し書面での旨を通知します。
2. 乙より前項の終了通知がないときは、この契約は別表(8)および(10)記載の再リース料金および再リース規定損失金額をもって、その他はこの契約と同一条件で自動的に再リースされるものとし、乙は甲からの請求により再リース料を甲に支払います。ただし、甲がこの更新をしない旨の意思表示をしたとき、または乙が所定の期限までに再リース料を支払わなかったときは、この契約は終了したものとし、乙は第23条に従い物件を甲に返還します。
3. 再リース期間の満了に際しての契約の更新または終了についても、前2項と同様とします。
4. 乙がこの契約の終了後、物件の返還を遅滞したときは、甲は、その選択により物件の返還までの再リース料(1年単位)相当額または再リース規定損失金相当額を、損害金として乙に請求することができるものとします。
- 第5条 (物件の引渡し)**
1. 乙は、別表(2)記載の売主(以下売主という)から物件の引渡しを受けた後、別表(5)記載の期限までにこれを検査し、瑕疵のないことを確認のうえ、物件の借受証を甲に交付します。
2. 物件の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全その他の瑕疵があったときは、乙は、別表(5)記載の期限までにこれを甲に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、借受証を甲に交付します。
3. 乙が借受証を交付したときは、物件は完全な状態で引渡されたものとみなし、以後一切の苦情を述べません。
4. 乙は、借受証を甲に交付した日から第7条の規定に従って物件を使用できます。
- 第6条 (物件の瑕疵)**
1. 売主からの物件の引渡しが遅延したとき、または物件に前条第2項の瑕疵があったときでも、甲はその責任を負いません。この場合、乙は、売主に対し直接請求を行い、売主との間でこれを解決するものとし、甲に対しては何らの請求もしません。
2. 甲は、甲と売主間の物件の売買契約において物件の瑕疵担保、その他売主

- の便益の供与および義務の履行について売主が乙に対し直接その責任を負う旨の特約を定め、または売主に対し有する請求権を乙からの書面による要請があれば甲が必要と判断する範囲で乙に譲渡する手続きをとることにより、乙の売主への直接請求に協力します。ただし、甲は、売主の履行およびこの譲渡にかかる権利の存否を乙に対し担保しません。
3. 物件の隠れた瑕疵についても、前2項を準用します。
4. 前3項の場合にも、この契約は変更されず、乙は、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務を約定どおり履行します。

第7条 (物件の保管、使用方法)

1. 甲から、物件に甲の所有権を明示する標示、標識等を設置するよう指示があったときは、乙はこれに従い、リース期間中、物件に貼付された甲の所有権標識を維持します。
2. 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、物件を別表(3)に記載する設置場所以外に移動しません。
3. 物件の保管、使用にあたり、乙は使用時間、使用方法等につき善良な管理者の注意義務を払うことはもちろん宮公庁等の規制、指示を遵守します。
4. 物件自体およびその設置、保管、使用によって、第三者に与えた損害については、乙がこれを賠償します。

第8条 (物件の維持および費用)

1. 乙は、物件を常時正常な運転状態または充分な機能の働く状態に維持または手入れします。
2. 乙は、前項のための部品、付属部品の取替、物件の補修、損害箇所の修理、定期または不定期の検査、その他一切の維持、手入れを行い、かつその費用を負担します。
3. 物件の所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引についての公租公課は、乙がこれを負担します。ただし、固定資産税は甲が納付します。
4. 乙は、税法所定の税率によりリース料に対し課される消費税額を、各回リース料に付加して甲に支払います。また、この契約に基づくその他の乙の甲への支払いに消費税が課される場合は、乙は、甲の請求によりこれを支払います。

第9条 (物件の現状変更)

1. 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、物件に他の物件を付着させまたは改造、模様替え、性能、機能、品質等を変更させる行為をしません。
2. 前項の場合(承諾を得ない場合も含む)、甲の要求があったときは、乙は、無償でその効果を物件に帰属させます。

第10条 (物件の定着)

1. 乙は、甲の書面による承諾を得なければ、物件を不動産に定着させません。
2. 前項の承諾を求める際に、乙は、不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の承諾書または証明書を提出させます。

第11条 (物件の譲渡等の禁止)

1. 乙は、物件を他に譲渡したり、第三者に使用させたり、その他甲の所有権を侵害するような行為をしません。
2. 乙は、物件について、他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないように保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは、直ちに甲に通知し、かつ迅速にその事態を解消させます。

3. 前2項の場合において、甲が必要な措置をとったときは、乙は、甲の支払った一切の費用を負担します。

第12条 (物件の検査)

甲は、いつでも、乙の事務所、工場、事業場等に立入って、物件の現状、運転、保管状況を検査することができるものとします。

第13条 (物件の滅失、毀損)

1. 物件の返還までに生じた、物件の滅失、毀損についてのすべての危険は、乙が負担します。ただし、通常の損耗、減耗はこの限りではありません。

2. 物件が毀損したときは、甲の選択に従い、乙は、自己の費用で次のようにします。

- A 物件を完全な状態に復元または修理すること。
B 物件と同等な状態もしくは性能の同種物件と取替えること。

3. 物件が滅失(修理不能または所有権の侵害を含みます)したときは、乙は、別表(9)記載の規定損失金額を甲に支払います。

4. 第2項の場合、この契約は何らの変更なくそのまま存続し、第3項の場合には、規定損失金額の支払完了と同時にこの契約は終了します。

5. 乙が第3項により規定損失金額を甲に支払ったときは、甲は、現状有姿のまま物件の所有権を乙に移転し、または第三者に対する権利を譲渡します。ただし、甲は、物件の性能、機能等または第三者の資力等について責任を負いません。

第14条 (保険)

甲は、第5条による借受証の交付と同時に、甲の名称で物件を動産総合保険または甲の選択する保険に付し、この契約の存続期間中これを更新します。

第15条 (保険金の受取り)

1. 物件に保険事故が発生したときは、保険金は甲が受け取ります。

2. 甲は、その選択により、保険金を下記の用途に使用します。

- A 第13条第2項A、Bの行為のための支払い。
B 第13条第3項その他乙の甲に対する支払い。
C 保険事故の発生によって第三者に与えた損害。

3. 保険事故が発生したときは、乙は、直ちにその旨を甲に通知し、かつ保険金受取りに必要な一切の書類を速滞なく甲に交付します。

4. 乙が前項の義務を履行したときは、物件の事故発生により、乙が甲に賠償しなければならぬ第13条所定の金額について、受取保険金の限度においてその義務が免除されます。ただし、乙に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第16条 (前払リース料)

1. 乙は、この契約の履行の保証として別表(6)記載の前払リース料を、この契約の成立と同時に甲に支払います。

2. 前払リース料は無利息とし、最終のリース料およびこれに対する消費税額から逆戻りで各支払期日に自動的に充当されるものとし、このほかには、乙は前払リース料をもって、甲に対する支払義務を一切免れません。

3. 乙がこの契約の一に違反し、または第21条に該当したときは、乙は前払リース料についての前項の充当の利益を失い、この契約による全部の義務を履行したときに、甲からその返還を受けることができます。

4. 前項の場合、甲は乙に対するすべての金銭上の請求権を前払リース料から弁済を受けることができます。

5. 甲と乙との間に、この契約以外の取引があり、または第1項の前払リース料以外の担保の差入れがあるときは、すべての担保はすべての債権を共通に担保するものとし、その担保の使用順位は、甲の定めるところによります。

第17条 (契約違反)

1. 乙が第3条のリース料の支払いを一回でも遅滞し、またはこの契約条項のいずれでも違反したときは、甲は、通知、催告を要しないで下記の行為の全部または一部をすることができます。

- A リース料およびその他の費用の全部または一部の即時の弁済の請求。
B 物件の引揚げ、仮預かりまたは返還の請求。
C この契約の解除と損害賠償の請求。

2. 甲によって前項A、Bの行為がとられた場合でも、この契約によるその他の乙の義務は免除されません。

3. 第1項による物件の返還が第2条のリース期間中に行われたときは、甲は、物件の処分金額または評価額(いずれもそれに要する費用控除後の金額)とリース期間満了時の物件の予定残存価値額との差額を第1項Aによる請求額の金額が支払われた場合に限り、同請求額を限度として乙に返還します。

第18条 (遅延損害金)

乙がこの契約による甲に対する金銭の支払いを怠ったとき、または甲が乙のために費用の立替払いをしたときは、乙は、遅滞期間中またはその立替払いの日から年14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払います。

第19条 (乙の権利の譲渡禁止等)

1. 乙は、この契約の権利を第三者に譲渡できません。

2. 乙のこの契約によるすべての金銭の支払義務は、甲またはその承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第20条 (甲の権利の移転)

甲は、乙の承諾を要しないで、この契約上の全部または一部の権利を第三者に譲渡、質入または物件に担保を設定することができます。

第21条 (期限の失効)

乙または連帯保証人に下記の各号の一に該当する事由が発生したときは、甲は、通知、催告を要しないで、第17条第1項の行為をすることができるものとす、その効果は、同条第2項と同様とします。

- A この契約以外の甲との取引の約定に違反したとき。
B 営業を休、廃止し、または解散したとき。
C 他の債務のため強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、会社整理、会社更生、特別清算、民事再生手続きその他これらに類する手続きの申立てがあったとき。
D 支払いを停止または手形、小切手の不渡報告があったとき。
E 営業が引続き不振でありまたは営業継続が困難であると認められる相当の理由があるとき。
F 死亡、または保佐、後見開始の審判を受けたとき。
G 乙(乙の取引の任に当たっている者を含む)につき、犯罪による収益移転防止に関する法律に基づき本人確認ができなかったとき。

第22条 (報告および通知義務)

1. 甲から要求があったときは、乙は、定期的またはそのつど、その営業の状況および物件の設置、保管の状況を明らかにする一切の書類を甲に提出します。

2. 乙または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により甲に通知します。

- A 名称または商号を変更したとき。
B 住所を移転したとき。
C 代表者を変更したとき。
D 事業の内容に重要な変更があったとき。
E 第21条第B号から第D号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。

第23条 (物件の返還)

1. リース期間が満了したとき、または期限前でも第17条または第21条によって甲から物件の返還の請求があったときは、乙は、物件の通常の損耗を除き乙の負担で物件を原状に回復したうえで、直ちに物件を甲に返還します。

2. 物件の返還は、物件設置場所のもよりの甲の指定する場所で行います。もし物件の設置場所が変更されているときは、甲の指定する場所で行います。

3. 物件の返還に要する一切の費用は、乙が負担します。

4. 物件の返還完了まで、乙は、この契約に定められたすべての義務を履行します。

第24条 (連帯保証)

1. 連帯保証人は、乙と連帯して、乙のこの契約および第4条の更新後のリース契約の完全な履行を保証し、その保証債務を履行します。

2. 連帯保証人は、甲がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

3. 連帯保証人は、この契約による乙のすべての債務が完済されるまで、甲の権利に代位しません。

第25条 (弁済の充当)

この契約に基づく乙の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、甲は、甲が適当と認める順序および方法により充当することができ、乙は、その充当に対して異議を述べません。

第26条 (公正証書)

乙および連帯保証人は、甲から請求があったときは、乙の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

第27条 (反社会的勢力の排除)

1. 乙または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会座長等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 乙または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- A 暴力的な要求行為
B 法的な責任を超えた不当な要求行為
C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
E その他前各号に準ずる行為

3. 乙または連帯保証人が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙との取引を継続することが不適切である場合には、乙は甲から請求があり次第、甲に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するとともに、物件を甲に返却します。

第28条 (附随条項)

1. この契約書別表(11)に附随条項を定めたときは、その条項は、この契約と一体となり、これを補充しまたは修正することを異議なく承認します。

2. この契約の各条の表題は、単なる見出しであって、契約条項の解釈の参考となりません。

第29条 (裁判管轄)

1. この契約についてのすべての紛争は、甲の本店を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに、甲、乙および連帯保証人も合意します。

2. 乙および連帯保証人は、甲の要求があったときは、甲の本店を管轄する簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意して、この契約と同趣旨の裁判上の和解手続を行います。

【個人情報に関する条項】

個人の乙または連帯保証人(以下当事者という)がこの契約書に署名する場合は、以下の条項が適用されます。

甲は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、当事者の個人情報等、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用するものとし、当事者はこれに同意します。

記

Table with 2 columns: 甲の業務内容, 甲の利用目的. 甲の業務内容 includes リース業務, 割賦販売業務, ファクタリング, 集金代行サービス. 甲の利用目的 includes 甲の各種業務にかかるお申込の受付のため, 本人確認法に基づく等当事者の確認や、各種お取引をいただく資格確認のため, 甲のリース取引、割賦取引、一括ファクタリング、集金代行サービス等のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため, etc.

別 表

(1) リース物件 (2) 売主、プログラム・プロダクトの場合は使用権設定者 (3) 物件設置場所	数量												
1 Audi A6 2.0 TQR ABA-4GCYPS 株式会社 阪神小型モータース [Redacted]	1台												
(4) リース期間 60 ヶ月 ただし、借受証交付日をもって開始日とします。													
(5) 引渡予定月・検査期限 [引渡予定月] 平成30年2月 [検査期限] 引渡日より向こう7日以内													
(6) 前払リース料													
(7) リース料・支払方法 [リース料] 一回当たり 101,000 円 [支払回数] 60回 (1ヶ月毎払い) [支払期日] 第1回目は借受証交付日 第2回目以降は第1回支払期日を起算日として1ヶ月毎の20日 [支払方法] 上記の支払いは、乙の指定する銀行の預金口座からの自動振替によるものとします。													
(8) 再リース料 [年額] 121,200 円 (更新時一括払い)													
(9) 規定損失金額 (単位: 千円) <table border="1" data-bbox="97 1912 1541 2085"> <tr> <td>第1年度</td> <td>6,059</td> <td>第2年度</td> <td>4,847</td> <td>第3年度</td> <td>3,636</td> </tr> <tr> <td>第4年度</td> <td>2,424</td> <td>第5年度</td> <td>1,212</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		第1年度	6,059	第2年度	4,847	第3年度	3,636	第4年度	2,424	第5年度	1,212		
第1年度	6,059	第2年度	4,847	第3年度	3,636								
第4年度	2,424	第5年度	1,212										
(10) 再リース規定損失金額 (単位: 千円) 289													

(11) 付随条項

1. 第5条1項の記載のいかに拘わらず借受証の交付は、自動車検査証の初回登録日以降とします。
2. 第8条第3項に記載の費用のうち、重量税・自賠責保険・自動車税及びその他公租公課については、乙が負担します。又、契約期間中において第2年度目以降の自動車税等は甲が乙に別途請求するものとします。
3. 第14条（保険）を削除し、乙は別表（1）記載の物件について、車両保険を含む任意保険を直接付保し、この契約の存続期間中、これを更新継続付保することを確約いたします。

お 支 払 明 細 書

平成30年 2月 5日 1 頁
発行

石川 憲幸

御 中

650-0038
兵庫県神戸市中央区西町3番地
三井神戸ビルディング4階

拝啓、申すまでもございませぬ段お喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、下記の契約に関し「お支払明細書」を作成いたしました。
貴社の管理表として御利用願いたく、御送付申し上げます。

みなとリース株式会社
TEL 078-332-4466 FAX 078-332-1965

ご契約No	51700634	ご契約者名	石川 憲幸
物件名	Audi	契約種類	リース
お支払総額	6,544,800円	前受リース料	0円
ご契約日	平成30年 1月29日	ご契約期間	平成30年 2月 2日 ~ 平成35年 2月 1日 60ヶ月
お支払方法	口座振替	銀行名	店名
			口座

回数	年 月 分	お支払約定日	お支払金額	消費税	合 計	備 考
1	平成30年 2月	平成30年 2月 2日	101000	8080	109080	
2	平成30年 3月	平成30年 3月20日	101000	8080	109080	*
3	平成30年 4月	平成30年 4月20日	101000	8080	109080	
4	平成30年 5月	平成30年 5月20日	101000	8080	109080	
5	平成30年 6月	平成30年 6月20日	101000	8080	109080	
6	平成30年 7月	平成30年 7月20日	101000	8080	109080	
7	平成30年 8月	平成30年 8月20日	101000	8080	109080	
8	平成30年 9月	平成30年 9月20日	101000	8080	109080	
9	平成30年10月	平成30年10月20日	101000	8080	109080	
10	平成30年11月	平成30年11月20日	101000	8080	109080	
11	平成30年12月	平成30年12月20日	101000	8080	109080	
12	平成31年 1月	平成31年 1月20日	101000	8080	109080	
13	平成31年 2月	平成31年 2月20日	101000	8080	109080	
14	平成31年 3月	平成31年 3月20日	101000	8080	109080	
15	平成31年 4月	平成31年 4月20日	101000	8080	109080	
16	平成31年 5月	平成31年 5月20日	101000	8080	109080	
17	平成31年 6月	平成31年 6月20日	101000	8080	109080	
18	平成31年 7月	平成31年 7月20日	101000	8080	109080	
19	平成31年 8月	平成31年 8月20日	101000	8080	109080	
20	平成31年 9月	平成31年 9月20日	101000	8080	109080	
21	平成31年10月	平成31年10月20日	101000	8080	109080	
22	平成31年11月	平成31年11月20日	101000	8080	109080	
23	平成31年12月	平成31年12月20日	101000	8080	109080	
24	平成32年 1月	平成32年 1月20日	101000	8080	109080	
25	平成32年 2月	平成32年 2月20日	101000	8080	109080	
26	平成32年 3月	平成32年 3月20日	101000	8080	109080	
27	平成32年 4月	平成32年 4月20日	101000	8080	109080	
28	平成32年 5月	平成32年 5月20日	101000	8080	109080	
29	平成32年 6月	平成32年 6月20日	101000	8080	109080	
30	平成32年 7月	平成32年 7月20日	101000	8080	109080	
31	平成32年 8月	平成32年 8月20日	101000	8080	109080	
32	平成32年 9月	平成32年 9月20日	101000	8080	109080	
33	平成32年10月	平成32年10月20日	101000	8080	109080	
34	平成32年11月	平成32年11月20日	101000	8080	109080	
35	平成32年12月	平成32年12月20日	101000	8080	109080	
36	平成33年 1月	平成33年 1月20日	101000	8080	109080	
37	平成33年 2月	平成33年 2月20日	101000	8080	109080	
38	平成33年 3月	平成33年 3月20日	101000	8080	109080	
39	平成33年 4月	平成33年 4月20日	101000	8080	109080	
40	平成33年 5月	平成33年 5月20日	101000	8080	109080	
41	平成33年 6月	平成33年 6月20日	101000	8080	109080	
42	平成33年 7月	平成33年 7月20日	101000	8080	109080	
43	平成33年 8月	平成33年 8月20日	101000	8080	109080	
44	平成33年 9月	平成33年 9月20日	101000	8080	109080	
45	平成33年10月	平成33年10月20日	101000	8080	109080	
46	平成33年11月	平成33年11月20日	101000	8080	109080	
47	平成33年12月	平成33年12月20日	101000	8080	109080	
48	平成34年 1月	平成34年 1月20日	101000	8080	109080	
49	平成34年 2月	平成34年 2月20日	101000	8080	109080	
50	平成34年 3月	平成34年 3月20日	101000	8080	109080	
51	平成34年 4月	平成34年 4月20日	101000	8080	109080	
52	平成34年 5月	平成34年 5月20日	101000	8080	109080	
53	平成34年 6月	平成34年 6月20日	101000	8080	109080	
54	平成34年 7月	平成34年 7月20日	101000	8080	109080	
55	平成34年 8月	平成34年 8月20日	101000	8080	109080	
56	平成34年 9月	平成34年 9月20日	101000	8080	109080	
57	平成34年10月	平成34年10月20日	101000	8080	109080	
58	平成34年11月	平成34年11月20日	101000	8080	109080	
59	平成34年12月	平成34年12月20日	101000	8080	109080	
60	平成35年 1月	平成35年 1月20日	101000	8080	109080	

お願い 1. *印は、口座振替開始日を表し、以降口座振替となります。
2. S印は、ご入金済を表します。

3. #印は、前受リース料における充当回を表します。
4. お振込の場合の手数料は、貴社でご負担願います。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 3年 4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目				
14	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
	コピー代金2月分 4,318円×50%=2,159円	<table border="1"><tr><td data-bbox="1136 405 1310 495">共通案分率</td><td data-bbox="1310 405 1434 495">50% 25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1136 495 1434 1041">それ以外の案分 案分の説明</td></tr></table> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明
共通案分率	50% 25%				
それ以外の案分 案分の説明					
4月3-4-23	4,318 SMBC(レ)ロツク				

石川憲幸事務所

請求書

発行日：2021年03月23日
請求書番号：810322-0038704

様

今回ご請求額 **4,318円**

富士ゼロックス兵庫



毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3301566873 電話：0120-069-840

【お知らせ】富士ゼロックスおよび販売会社・関連会社は
2021年4月1日に社名が変わります。4月以降は口座振替時の
表示社名が変わりますが、金融機関に関してお客様に実施し
ていただくことはございません。

お支払約束日	2021年04月23日
お支払方法	
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。

1	料金項目 / 品名	期間 / 返品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
2	トータルサービス料金	2021/02/21-2021/03/20				3926
3	黒モード	1カウント	767	2.50	1917	
4	クリエーション	1カウント以上	11	7.00	77	
5	フルカラー	1カウント以上	161	12.00	1932	
6	ご使用合計		939			
7	【代金/料金合計】					3926
8	【消費税および地方消費税(10%)】					392
9	【今回ご請求額】					4318
10	*ご利用機種/機械番号:DocuCentre-VI C2271 PFS 119838					
11	(今回)	(前回)	(テスト)	(ミス)	2021/02/21-2021/03/20	
12	1 (58407)	1 (57630)	2	8		
13	2 (576)	1 (564)	0	1		
14	3 (3272)	1 (3109)	0	2		
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400 3301566873 20 0326 0C9
A-021912 0000 3301566873 510 1NK 0000 11060020

3 1 備考：

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>	
15	事務職員給与(4月分)	共通案分率 50% 25%
	<p>■■■■■ 3/21~4/20</p> <p>124,100円×50%=62,050円</p> <p>給料支払明細書</p> <p>(<u>2</u>年4月分)</p> <p>■■■■■ 殿</p>	<p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p>

労働日数	皇 3月21日 17日	
労働時間	119 時 分	
所定時間外労働	時 分	
支	基本給	119,000
	所定時間外賃金	
	家族手当	
給		
額	交通費	5,100
	合計	124,100
控	健康保険料	
	介護保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	
	所得税	
除	住民税	
額	前払金	
	合計	
差引支給額	124,100	

(事業所名)

石川 憲幸

係印

ココロ シン-113N

領 収 書	
令和3年4月25日	
石川 憲幸 様	
¥ 124,100	
ただし、事務所連絡職員給与(4月分)	

NO. 氏名 [Redacted]
所 属 [Redacted]

タイムカード
TIME CARD

3/21 ~ 4/20

令和3年4月分

日付	定時		時間内		時間外	小計
	出	退	出	退		
21						
22	9:00			17:00		
23	9:00			17:00		
24						
25	9:00			17:00		
26	9:00			17:00		
27						
28						
29	9:00			17:00		
30	9:00			17:00		
31						
1	9:00			17:00		
2	9:00			17:00		
3						
4						
5	9:00			17:00		

NO.

氏名 [Redacted]

所

承認印

照合印

担当印

属

就業	日	H	欠 勤	傷病	日	H	年次有休	日
休日出勤	日	H		事故	日	H	慶弔	日
早出残業	回	H		無届	日	H	代休	日
深夜	回	H	私用外出	回	H	出張	日	
		H	遅刻早退	回	H	公用外出	回	

日付	定時		時間内		時間外
	出	退	出	退	
6	9:00			17:00	
7					
8	9:00			17:00	
9	9:00			17:00	
10					
11					
12	9:00			17:00	
13	9:00			17:00	
14					
15	9:00			17:00	
16	9:00			17:00	
17					
18					
19	9:00			17:00	
20	9:00			17:00	

所定就業時数	H	時間外勤務時数	x	%	当月
不就業時数	H		x	%	出勤率
正味就業時数	H		x	%	年次有休
	H		x	%	残日数

CABA

アマノBカード

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目			
16	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費			
	神戸新聞購読料 4 月分 3,400円 全て政務活動に係るものであるため 100%充当 D 3- 4-27 口座振替 3,400 コウヘンシツブツ(18)		共通案分率 50% 25% それ以外の案分 <u>100%</u> 案分の説明 新聞購読料 4月分 神戸新聞 案分率	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 自民党)
(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17	丹波新聞購読料 4月分 1,255円	共通案分率 50%
	全て政務活動に係るものであるため 100%充当	25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 新聞購読料
		4月分
		丹波新聞
	D 3- 4-28 口座振替 1,255 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 自民党)
(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
18	赤旗新聞購読料 4月分 930円	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>新聞購読料</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td>4月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>赤旗新聞</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	新聞購読料	案分率	4月分		赤旗新聞
	共通案分率	50%												
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明	新聞購読料													
案分率	4月分													
	赤旗新聞													
	全て政務活動に係るものであるため 100%充当													

石川憲幸	様	領収書
新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930
		930 円

2021 年 4 月分
上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
日本共産党丹波地区委員会
〒669-3309
丹波市柏原町柏原2909-1
TEL 0795-72-1241


*印は税率8%

領収日 4/30 扱者

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 自民党)
(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
19	公明新聞購読料 4 月分 1,887円 全て政務活動に係るものであるため 100%充当	共通案分率 50% 25%												
		それ以外の案分 100% 案分の説明 新聞購読料 4 月分 公明新聞												
新聞購読料 領 収 証 石川 憲幸 様 ご購読ありがとうございます。 下記金額を正に領収いたしました。 2021 年 4 月分 領収日 4 月 30 日														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>定価(税込)</th> <th>部 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[Redacted]</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			品 名	定価(税込)	部 数	金 額	[Redacted]							
品 名	定価(税込)	部 数	金 額											
[Redacted]														
(対象外経費)														
その他購読料等 領 収 証														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>定価(税込)</th> <th>部 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公明新聞※</td> <td>1,887</td> <td>1</td> <td>1,887</td> </tr> </tbody> </table>			品 名	定価(税込)	部 数	金 額	公明新聞※	1,887	1	1,887				
品 名	定価(税込)	部 数	金 額											
公明新聞※	1,887	1	1,887											
※は軽減税率対象品目です。														
販売店 住 所 T E L [Redacted]														
お申込No. 28106-13521(502)														
														

(以下甲という) と 石川 憲 幸 (以下乙という) との間に
下記条項のとおり賃貸借契約 (以下本契約という) を締結する。

第1条 甲は次の物件 (以下貸室という) を乙に賃貸し、乙はこれを賃借した。

所在地

建物構造

賃貸借部分

末尾添付図面に赤線で囲んだ部分

第2条 乙は貸室を次の目的にのみ使用し、それ以外には使用しない。

1. 県会議員事務所

第3条 貸室料は月額金44,100円とし、乙は毎月末日までに翌月分を甲に支払うものとする。但し、契約入居時及び解約時の貸室料は日割計算とする。

②乙は前項の貸室料に課される消費税相当額を負担するものとする。

第4条 賃貸借期間は、平成17年1月1日から平成19年12月31日までの2年間とする。但し、契約満了の3ヶ月前までに甲乙双方いずれかが相手方に対し何らかの申出をしないときは、本契約は同一条件をもって更に1年間継続するものとする。その後の期間満了についても同様とする。

②本契約の存続期間中であっても、甲または乙は3ヶ月前の予告をもって、本契約を中途解約することができる。但し、乙の都合により解約予告3ヶ月以内に明渡した場合においても、解約予告の日から3ヶ月分の貸室料を甲に支払うものとする。

第5条 敷金は、金264,600円 (貸室料月額6ヶ月分) とし、乙は本契約締結後7日以内に甲に預託するものとする。

②敷金には利息を付さない。

③甲は、敷金を乙が滞納した賃料、その他乙の債務不履行に係る当該債務の金額 (賠償額を含む) に充てることができる。

④乙は、甲が敷金を前項の債務の金額に充てた場合において甲の求めがあったときは、7日以内に第1項に規定する額に不足する金額を補填するものとする。

⑤甲は、本契約の第4条第1項の賃貸借期間が満了 (但し書きを含む) 及び第2項の中途解約した場合、又は第13条、第16条により本契約が解除された場合は、乙が貸室を完全に明渡した後遅滞なく、敷金を返還する。但し、乙が甲に対して負担すべき債務があるときは、甲は債務の弁済に要する相当額を控除することができる。

る。

⑥乙は、甲に対する敷金返還請求権を他に譲り渡し、又は担保に供してはならない。但し、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第6条 貸室内及び2階共用部分（便所・玄関等）の電気代、水道代、ガス代、その他の費用（以下水道光熱費等という）は、毎月乙が支払うものとする。

第7条 乙は貸室を善良な管理者の注意を持って使用するものとする。

②貸室内にある乙所有の物品の保管は乙の責任とする。

第8条 甲は建物の躯体及び甲の設置した付属設備並びに共用部分の維持保全に必要な修繕を行うものとする。但し、乙の故意または過失による修繕は乙の負担とする。

②貸室内のガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等及び付属品の修繕については乙の負担とする。

③貸室内の壁、天井、床等に関する修繕（壁、天井は塗装、床は貼替を含む）は原則として乙の負担とする。

第9条 乙は、貸室を他に転貸及び他人を同居或いは賃借権その他の権利を第三者に譲渡できない。

第10条 乙に於いて貸室の造作改造をなす場合は、必ず事前に甲の承諾を得るものとする。但し、その費用一切は乙の負担とする。

②甲の承諾なくして貸室の形状を変更した場合は、甲は乙に対し現状の回復を要求することができる。但し、その費用一切は乙の負担とする。

第11条 乙またはその代理人、使用人、請負人等が故意または過失により貸室または共用部分およびその付属物件に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

第12条 乙に重大な支障のない限り、甲及び甲の従業員は貸室管理に必要なため、乙に連絡の上いつでも貸室内に出入りすることができる。但し、緊急やむを得ない場合は、事後に乙に通知するものとする。

第13条 乙が2ヶ月続いて貸室料の支払いを延滞したときは、甲は直ちに貸室の明渡しを要求することができる。

第14条 本契約の終了に際しては、次の規定に従う。

1. 乙は貸室を本条第2項の規定により処理の上、本契約終了と同時に甲に明渡すものとする。

これに違反したときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了の日までの貸室

料の2倍相当額を甲に支払うものとする。

2. 乙が甲の承諾を得て実施した改造・模様替並びに造作の新設等がある場合は、乙の負担により原状に回復するものとする。但し、甲より要求のある場合は現状有姿のまま無償で甲に譲渡することができる。
3. 貸室に付属する鍵等を乙が紛失し、貸室明渡しの際甲に返却しないとき、乙はその代価を弁償すること。
4. 乙は甲に対し、移転料、立退料等の請求をしない。
5. 貸室に乙の故意または過失による破損個所がある場合、その破損個所の修理は乙の負担とする。但し、通常使用による損耗破損及び自然の損耗破損の場合はこの限りではない。

第15条 乙は本契約終了と同時に乙所有の物品は全て撤去するものとする。

これに違反したときは、甲は直ちに残品を搬出及び処分することができるものとし、その費用は乙の負担とする。

第16条 乙において本契約に違反したときは、甲は何らの催告をなさずして本契約を解除することができるものとする。

第17条 本契約書に記載しない事項または本契約書中疑義を生じた事項もしくは本契約の実施運用に際し新たに生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議の上その取扱方法を決定し、必要に応じ別に覚書を作成する。

②前項の覚書はこれを本契約の一部とする。

特約条項

第1条 本契約第1条に定める賃貸借部分（貸室部分）及び共用部分以外の空室部分について、甲は乙からの事前の申出により第2条の目的の範囲内で使用をすることを許可する場合がある。その場合の使用料その他の事項については、その都度甲乙協議の上決定する。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

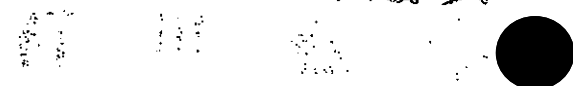
平成16年12月28日

甲



乙

兵庫県議会議員



1500 7415 300

貸室賃貸借契約の解約確認書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) と、賃借人 石川憲幸 (以下「乙」という) とは、甲乙間において平成 16 年 12 月 28 日付で締結した「貸室賃貸借契約書」について、下記のとおり合意した。

記

1. 貸室賃貸借契約は、平成 30 年 7 月 31 日をもって終了するものとする。
2. 貸室賃貸借契約が終了と同時に、同条件にて [REDACTED] との契約に切り替え、平成 30 年 12 月分までの前払賃貸料 238,140 円及び敷金 264,600 円は甲から [REDACTED] に引き継ぐものとする。

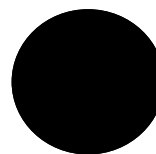
以上

合意の証として本書を 2 通作成し、甲乙各 1 通を保管する。

平成 30 年 7 月 31 日

甲

[REDACTED]



乙

[REDACTED]
兵庫県議会議員
石川 憲 幸



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目				
21	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
	固定電話料金 (4 月分) 10,153円 10,153円×50%=5,076円	<table border="1"><tr><td data-bbox="1136 405 1305 495">共通案分率</td><td data-bbox="1305 405 1430 495">50% 25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1136 495 1430 1041">それ以外の案分 案分の説明</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明
共通案分率		50% 25%			
それ以外の案分 案分の説明					
	503-4-30 電話料金	10,153			

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
00-5932-1519	2021年 4月ご請求分	2021年 4月30日(金)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	10,153円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-5932-1519

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
石川憲幸事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2021年 4月17日発行)

2021年 3月ご請求分 (2021年 3月31日振替)	領収金額 (AMOUNT RECEIVED)
金融機関名 BANK/POST OFFICE	9,875円
口座番号 ACCOUNT	

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



き
が
は
便
郵

お
知
ら
せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 7,898円
 NTTファイナンス分ご請求額 2,255円
 (合計) 10,153円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光ももっとも割、Web光ももっとも割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	〔本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。〕	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	7,898	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
		-1,490	光ももっとも割	3月 1日～ 3月31日。0ヶ月経過後、割引額は1,590円。	合 算
		1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	3月 1日～ 3月31日。電話番号は0795-80-2714	合 算
		480	ひかり電話A (エース) 定額料2	3月 1日～ 3月31日。ひかり電話A使用料は本料金と定額料1の合計です。	合 算
		200	複数チャンネル使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
		100	追加番号使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
		752	ひかり電話 (通話料)	3月 1日～ 3月31日 翌月への繰越額は208円01分	合 算
		-752	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	3月 1日～ 3月31日 ひかり電話A定額料に含まれ、通話料から減算します。	合 算
		1,364	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日	合 算
		6	ユニバーサルサービス料	3月 1日～ 3月31日 2番号分のご請求となります。	合 算
		100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用となります。	合 算
		718	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	7,898	7,898	(小計)		
◇NTTファイナンスご利用分	2,255	2,255	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号: N99J217228	非対象等
◇合計	10,153	10,153	合計		
<p>◇NTTファイナンスからのお知らせ◇ ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p>					